



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1314 2015年6月28日発行

### 日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

日本共産党議員団の法律相談  
今回は 7月16日(木)です  
午後4時~6時 (要予約)

## 平塚市議会6月定例会提出案件について

6月2日(火)から開催されている、平塚市6月定例会では、4月の統一地方選挙後初の定例会となるため、市長から、2期目の市政運営に臨む基本的な考えを述べる「所信表明」が述べられました。また、下記のような案件(一部抜粋)が提出されました。

### ○議案第55号 平塚栗原ホームの設置及び管理等に関する条例

平塚栗原ホームにおけるデイサービス事業を廃止することにより、新たに単独の公の施設としての栗原ホームの設置及び管理等について必要な事項を定めるために条例を制定するものです。

### ○議案第56号 平塚市いじめ問題対策連絡協議会条例

国のいじめ防止対策推進法の制定に伴い、同法の規定に基づき、地方行政でいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織を設置するために条例を制定するものです。

### ○議案第57号 平塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の制定に伴い規定を整備するものです。先週の議員団ニュースでお知らせ。

### ○議案第58号 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関として平塚市いじめ問題再調査会及び平塚市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、平塚市地域密着型サービス事業者選考委員会の名称及び事務担当を変更するための規定を整備するものです。

### ○議案第59号 平塚市のデイサービスセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚栗原ホーム及び平塚市万田デイサービスセンターにおけるデイサービス事業の廃止並びに介護保険法の一部改正に伴い規定を整備するものです。

### ○議案第61号 平塚市地区計画建築物条例の一部を改正する条例

天沼地区地区整備計画における建築物の用途、敷地、構造の制限及び違反した場合の罰則見直しや規定を整備するものです。

## 平塚市議会6月定例会初日に 介護保険料(第1段階)の引き下げを可決

平塚市介護保険条例の一部を改正する条例が6月市議会に提案され、6月2日の議会初日に全会一致で可決されました。

介護保険法施行令の一部改正が2015年4月1日付で交付及び施行されることに伴い、第6期(平成27年度~平成29年度)の介護保険料において、所得段階が第1段階に該当する者の基準割合を0.5から0.05を超えない範囲内で、各市町村が保険料率を定めることが出来るようになったことにより、第1段階の介護保険料の引き下げを行うことになりました。

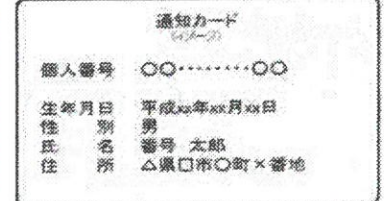
対象者; 介護保険料第1段階の方(生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方)

変更内容; 保険料率 0.50 ⇒ 0.45  
年間保険料額 28,920円 ⇒ 26,028円

平成27年4月1日から適用となります。

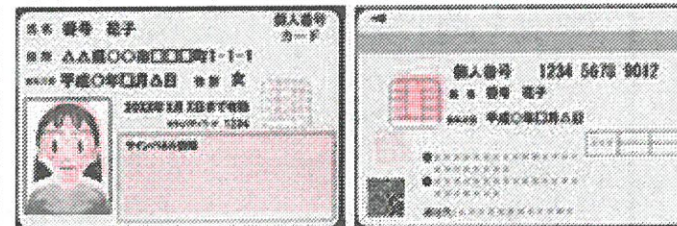
### マイナンバー制度

10月から通知カードの送付が始まります  
番号カードは個人の申請により発行されます



通知カードは、マイナンバーの通知のため、平成27年10月に住民票をもつ国民全員(中長期在留者や特別永住者などの外国人の方も含む)に必ず送られてくる紙製のカードです。特に個人番号カードを持つ必要がなければ、「通知カード」をマイナンバーの確認のため持っただけでもOKです。

会社員の方は会社、個人事業主の方は取引先などへマイナンバーの通知をしなければならぬため、コピーの提出が求められることも予想されます。



### 【番号カードの記載事項】

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、顔写真などICチップがついており、このなかにも同内容が記録されます。

通知カードが10月から送付(簡易書留)され、マイナンバー制度が施行されます。6月市議会には、同制度を実施するために「平塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」が提案されています。なりすましや漏えいを阻止できず、税や社会保障の抑制強化につながる懸念もぬぐえませんが、制度導入を急ぐべきではありません。

# 安全保障法制 砂川判決は合憲性の根拠ではない 5,289 人の学者・研究者も違憲とアピール

## 砂川事件

砂川闘争をめぐる一連の事件である。特に、1957年7月8日に特別調達庁東京調達局が強制測量をした際に、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数m立ち入ったとして、デモ隊のうち7名が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法違反で起訴された事件を指します。

## 砂川事件最高裁判決

1959年12月16日、「憲法第9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」(統治行為論採用)として原判決(1審判決)を破棄し地裁に差し戻しました。

## 砂川事件最高裁判決は集団的自衛権行使容認の根拠にはならない

衆院憲法審査会で、自民党推薦を含む3人の憲法学者がそろって憲法違反と明言し違憲性が浮き彫りになりました。その後も、6月19日時点で5,289人の学者・研究者が安全保障関連法案に反対するアピール署名に賛同しました。全国弁護士会では、52人の全会長を含む85人の全会一致で反対の意見書を採択しました。

安倍内閣が、集団的自衛権行使容認の根拠にしているには、左記に挙げた「砂川事件」の最高裁判決です。

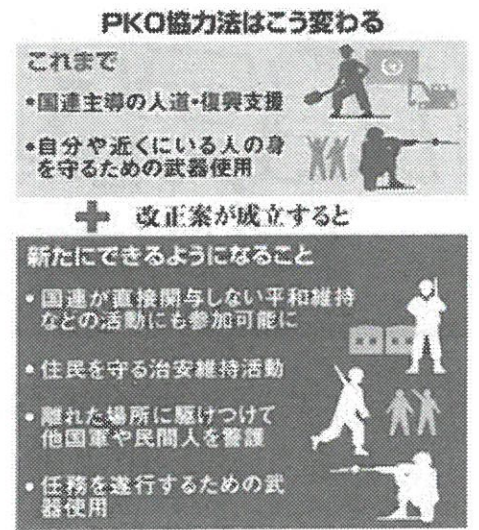
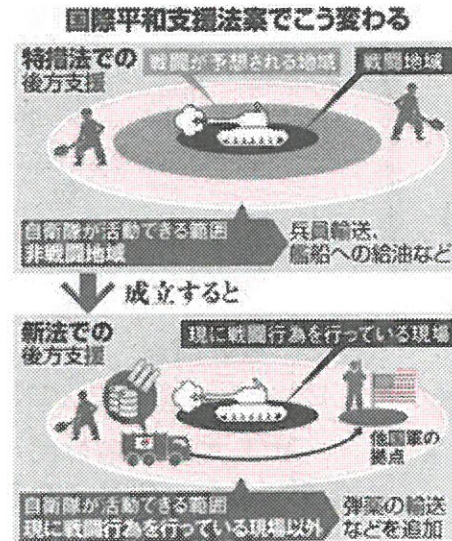
砂川判決で述べている中身は、

- ① アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。
- ② 高度な政治性をもつ条約は(最高裁が)違憲かどうかの法的判断を下すことはできない。 とする2点です。

判決には集団的自衛権の「し」の字もありません。政府自身つい最近まで集団的自衛権行使は憲法上許されないと明言してきており、砂川判決は合憲性を認める根拠になりません。安倍政権は昨年7月の閣議決定で集団的自衛権は「合憲」と憲法解釈を変えたのは「安全保障環境が変容」したからだといいました。しかし、いつ、どう「変容」したのかと追及されても何の説明もできません。

安倍首相は自らの説明に説得力がないのは棚に上げ、「従来の解釈に固執するのは政治家としての責任の放棄」だと、違憲性を批判する側に不当な攻撃を向ける言語道断な姿勢です。

首相のこうした開き直りは、「戦争法案」を合憲と主張する言い分にいよいよ根拠がなくなっていることを示すだけでなく、憲法にどう書いてあっても自らの判断がすべてだという、安倍首相の立憲主義とも国民主権とも無縁な、独善的で独裁的な本性を示すものとして重大です。「私が国家」といわんばかりの強権的な姿勢は、憲法とも民主主義とも相いれません。



## 自衛隊だけでないリスクの増大

### 市民も戦争に巻き込まれる可能性が

### 平塚市国民保護計画には国民の協力要請が明記

平成25年8月に改定された「平塚市国民保護計画」には、第1編第2章に「協力を要請された国民は自発的な意思により必要な協力をするよう努める」とされ、その対象は、ア.物資の収容・保管、イ.土地等の使用、ウ.医療の実施(医師・看護師等)を挙げています。市長は、「公用令書」を交付して行うこととされています。

国民保護計画ではあくまでも協力の要請です。ここで問題なのは「公用令書」です。今、国会で審議している安保法制に含まれている「自衛隊法」にもこの「公用令書」が記載されています。

## 自衛隊法には業務従事命令も

自衛隊法 103 条(一部抜粋)

業務従事命令の対象となる者の範囲

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、建設業者、鉄道事業者、自動車運送事業者、船舶運航事業者、港湾運送事業者、本邦航空運送事業者

業務従事命令は「公用令書」の発行により発生します。自衛隊の海外派兵範囲拡大に伴い、業務従事の範囲も拡大される可能性があります。行政として市民の安全にどう責任を持つかが問われます。

安全保障法制の全体像	
国際平和支援法案	海外での自衛隊活動の後方支援に関する
<b>10の法律を一括改正</b>	
武力攻撃事態法改正案	武力攻撃事態の発生に際しての自衛隊の任務を定める
憲法改正案	日本国憲法に自衛隊の存在を明記する
PKO協力法改正案	国連主導の人道・復興支援に加え、住民を守る治安維持活動などにも参加可能にする
自衛隊法改正案	自衛隊員の任務を拡大し、業務従事命令の対象となる
船舶検査法改正案	自衛隊が船舶検査を行う際の権限を拡大する
航空機運送法改正案	自衛隊が航空機運送業務を行う際の権限を拡大する
海上輸送規則法改正案	自衛隊が海上輸送業務を行う際の権限を拡大する
陸奥国境防衛法改正案	自衛隊が国境防衛業務を行う際の権限を拡大する
特定公共施設警備法改正案	自衛隊が特定公共施設を警備する際の権限を拡大する
国家安全保障会議(NSC)設置法改正案	国家安全保障会議の設置に関する